

医療計画の中間見直し及び次期地域医療構想の策定について

2025年9月1日 2025年度第1回愛知県医療審議会医療体制部会資料（一部改）

1 趣旨

2026（令和8）年は、愛知県地域保健医療計画（以下「医療計画」という。）の3年目にあたることから、中間見直しを行う。また、2040年に向け次期地域医療構想の策定を行い、2027（令和9）年3月を目途に公示を予定している。

2 中間見直し及び策定作業について

今後提示される予定の医療計画作成指針及び地域医療構想策定ガイドライン等を踏まえて作業を進める。現時点の案は3～5のとおり。

3 検討内容（想定）

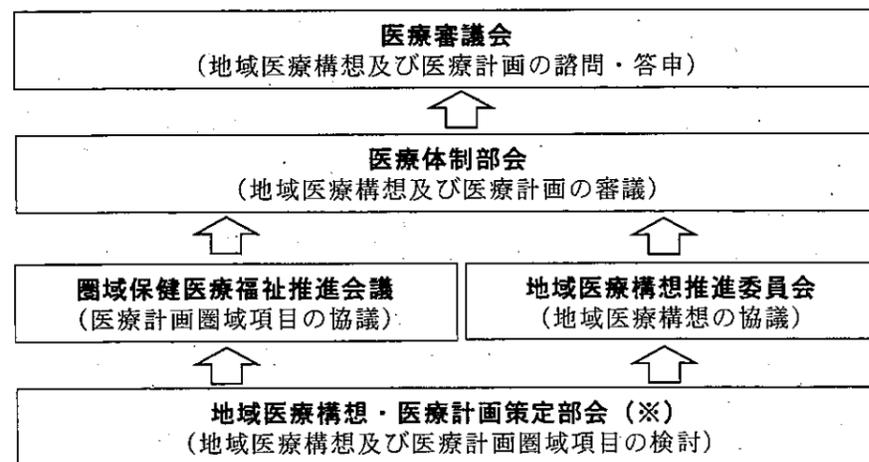
(1) 医療計画

- ア 基準病床数について、国が新たに示す算定方法に基づき見直しを行う。
- イ 現行の医療計画をベースにデータや「現状」の時点修正等を行い、必要に応じて「課題」や「今後の方策」、「指標」について見直しを行う。
- ウ 医療計画見直しと同時改定される介護保険事業（支援）計画との整合性を図る。
- エ 在宅医療対策、外来医療計画の推進及び医師確保計画の推進について、必要な見直しを行う。
- オ 政策的に関連が深い他の計画との一体的策定を検討する。

(2) 地域医療構想

- ア 次期地域医療構想を医療計画の上位概念に位置付ける（予定）。
- イ 地域の医療提供体制全体の方向性の策定、将来の病床数の必要量の推計等を行う。

4 協議体制（想定）



※ 地域医療構想推進委員会及び圏域保健医療福祉推進会議の委員の属する団体の役職員等の中から選出

5 今後のスケジュール（想定）

【2025（令和7）年度】

年月	会議	医療計画	地域医療構想
令和8年 2月16日	第2回医療体制部会		・基本方針及び作成要領の検討
3月30日	第1回医療審議会		・愛知県医療審議会運営要領の改正(医療体制部会の所掌に地域医療構想追加) ・基本方針及び作成要領の決定⇒<諮問>

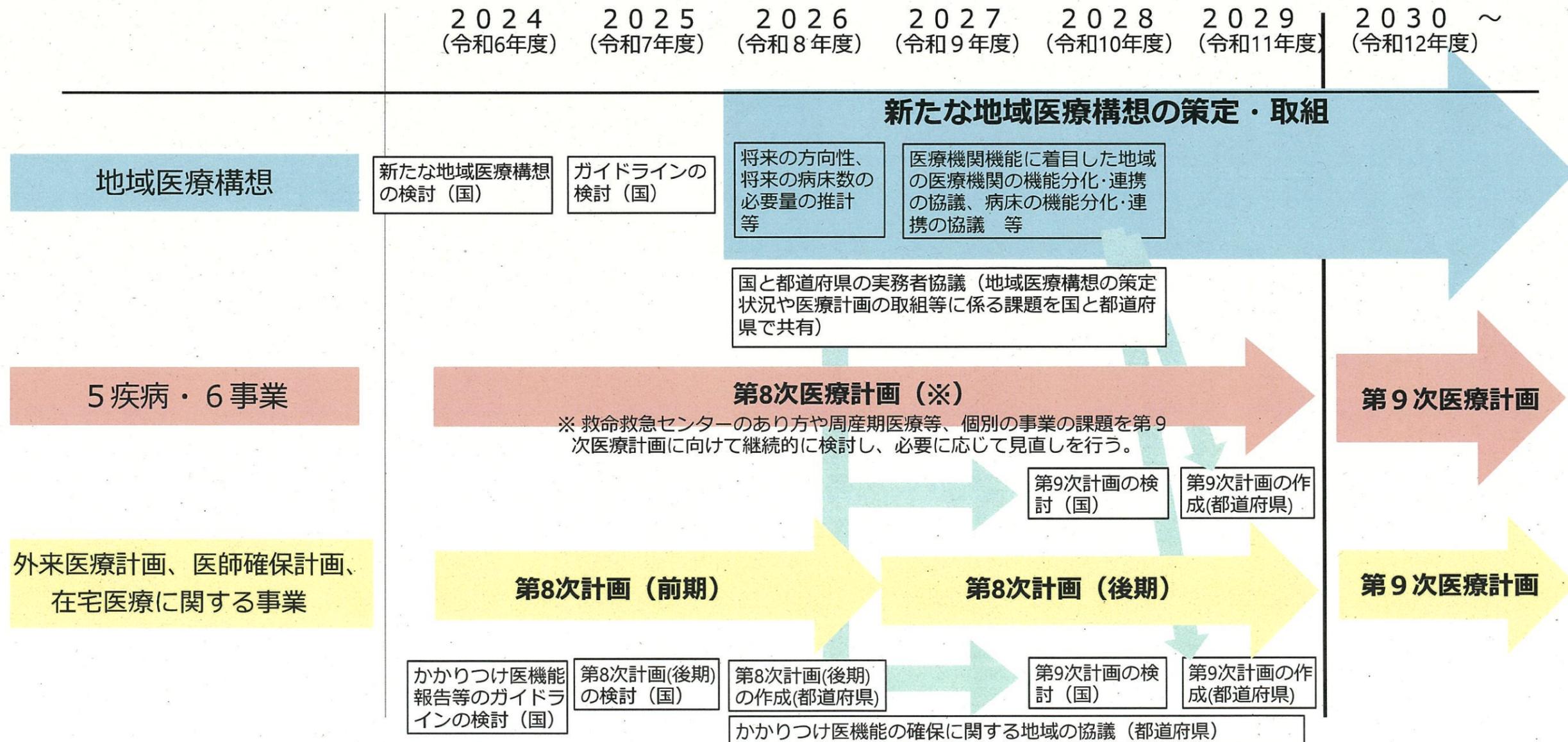
※ 令和7年度中に医療計画作成指針及び地域医療構想策定ガイドラインが示される予定

【2026（令和8）年度】

年月	会議	医療計画	地域医療構想
令和8年 5月	第1回地域医療構想・医療計画作成部会	-	素案検討
6月	第1回地域医療構想推進委員会	-	素案協議
7月	第1回医療体制部会		素案決定
8月	第2回地域医療構想・医療計画作成部会		試案検討
9月	第2回地域医療構想推進委員会	-	試案協議
	第1回圏域保健医療福祉推進会議	試案協議	-
10月	第2回医療体制部会		試案決定
11月	第1回医療審議会		原案決定
12月	-		市町村、関係団体へ意見照会 パブリックコメント
	第3回地域医療構想・医療計画作成部会		(案) 検討
令和9年 1月	第3回地域医療構想推進委員会	-	(案) 協議
	第2回圏域保健医療福祉推進会議	(案) 協議	-
2月	第3回医療体制部会		(案) 決定
3月	第2回医療審議会		決定<答申>

## 新たな地域医療構想と医療計画の進め方

- 新たな地域医療構想について、令和7年度に国でガイドラインを検討・策定し、都道府県において、まず令和8年度に地域の医療提供体制全体の方向性、将来の病床数の必要量の推計等を検討・策定した上で、それを踏まえ、令和9～10年度に医療機関機能に着目した地域の医療機関の機能分化・連携の協議等を行うこととしてはどうか。
- 新たな地域医療構想の内容について、基本的に第9次医療計画に適切に反映されるよう、地域医療構想の策定状況や医療計画の取組等に係る課題を国と県で共有することとしてはどうか。医療計画のうち、5疾病・6事業については、個別の事業の課題を第9次医療計画に向けて継続的に検討し、必要に応じて見直しを行い、また、外来医療計画等の3か年の計画については、令和9年度からの後期計画に向けて必要な検討を行うこととしてはどうか。



## 地域医療構想、医師偏在対策等に関する検討体制

- 新たな地域医療構想の策定や医師偏在対策の推進、それらの内容を反映した第9次医療計画の策定等に向け、以下の検討会及びその下に関連WGを設置することとしてはどうか。
- 具体的には、地域医療構想や医療計画全般に関する事項、医師偏在対策に関する事項等について検討会で議論し、新たな地域医療構想の策定や医師偏在対策の推進等について、令和7年度中に一定のとりまとめを行う。また、医療計画のうち、外来医療計画等の3か年の計画について、第8次医療計画(後期)に向けて令和7年度中に一定のとりまとめを行う。なお、在宅医療・医療介護連携、救急医療等について、新たな地域医療構想の策定に向けて議論が必要なものは検討会で議論を行う。
- 在宅医療・医療介護連携について、第8次医療計画(後期)に向けてWGで議論を行い、令和7年度中に一定のとりまとめを行う。小児医療・周産期医療について、WGで議論を行い、令和7年度中に一定のとりまとめを行う。救急医療、災害医療・新興感染症医療等については、第9次医療計画の策定等に向けてWGで議論する。

### 地域医療構想及び医療計画等に関する検討会

【検討事項】

- 地域医療構想の策定及び施策の実施に必要な事項  
(⇒新たな地域医療構想の具体的内容、現行の地域医療構想の進捗等)
- 医療計画の策定及び施策の実施に必要な事項
- 医師確保計画及び医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージに関する事項
- 外来医療計画に関する事項
- その他本検討会が必要と認めた事項

### 在宅医療及び医療・介護連携に関するWG

【検討事項】

- 在宅医療に関する事項
- 医療・介護連携に関する事項 等

### 救急医療等に関するWG

【検討事項】

- 救命救急センターに関する事項
- 救急搬送に関する事項 等

### 小児医療及び周産期医療の提供体制等に関するWG

【検討事項】

- 小児・周産期医療提供体制に関する事項 等

### 災害医療・新興感染症医療に関するWG

【検討事項】

- 災害、新興感染症発生・まん延時、国民保護事案等への対応 等



### その他5疾病等に関する検討体制

がん、循環器疾患、精神医療 等

### 検討会スケジュール（各WGは必要に応じて順次開催）

7月～ 議論の開始  
 秋頃 中間とりまとめ  
 12月～3月 とりまとめ

→ ガイドライン及び医療計画指針(外来、在宅、医師確保)の発出

※ 医療法等改正法案の法律事項は法案成立後に検討